



2025年2月6日

各 位

会社名 ダイ ト ロ ン 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 土屋 伸介  
(コード番号 7609 東証プライム)  
問合せ先 代表取締役専務 専務執行役員 管理本部長 毛利 肇  
(TEL. 06-6399-5041)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月28日開催予定の当社第73期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2025年2月6日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2025年3月28日開催予定の当社第73期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。なお、変更案第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年3月28日(金) <予定>
定款変更の効力発生日	2025年3月28日(金) <予定>

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>(削 除)</li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</li> <li>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定める。</li> <li>3. (現行どおり)</li> </ol>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第 12 条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当会社の取締役の員数は、8 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役会</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の員数は、8 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 40px;">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知、招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>3. 会長は、取締役会を招集し、その議長となる。会長をおかないとき、もしくは会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p><u>締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知、招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役のうちから、会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 26 条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>のうちから代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>のうちから、会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会規定)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規定</u>によ</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規程</u>によ</p>

現行定款	変更案
<p>る。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載して、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第 30 条 当社の監査役の員数は、5 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>る。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役会<u>の</u>議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>または記録</u>して、出席した取締役がこれに記名押印<u>または電子署名</u>する。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の<u>損害賠償責任</u>につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める<u>損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規定)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会議事録)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載して、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 39 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会は、その決議により監査等委員のうちから常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人 第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算 第 42 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>員会規程による。</u></p> <p><u>(監査等委員会議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人 第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算 第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 73 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>